

令和 5 年 12 月 11 日

第 12 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員7名 計7名）

会 長	欠 席
会長職務代理者	1 番 穴井 英雄
委 員	2 番 田代 カズヨ
	3 番 穴井 幸子
	4 番 松野 英一
	5 番 時松 達也
	6 番 飯沼 由彦
	7 番 時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	宮原地区 麻生 輝雄
農地利用最適化推進委員	上田地区 河津 有隆、松本 和昭
農地利用最適化推進委員	北里地区 木附 栄三、原山 義弘
農地利用最適化推進委員	下城地区 宮崎 徳雄、中村 孝

4. 欠席委員

石松雄平会長

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
第4	議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第3号番号1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農 番号8 用地利用集積等促進計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 ただ今から、令和5年第12回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、石松会長が欠席であるため、会長職務代理者の穴井英雄委員にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番時松達也委員、6番飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記の農地について申請があったので審議を求める。令和5年12月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第1号番号1、農地の所在は、大字宮原字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、972 m²です。権利の種別は、3条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は、記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料1の1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに権利を取得する者の農地の利用状況が記載されて

おります。自作農地の田が 13,646 m²、畑が 2,657 m²、合計 16,303 m²で、借入地は田が 57,069 m²、畑はなし、合計 57,069 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが周辺地域との関係です。6 ページが地域との役割分担の状況、7 ページ航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページ確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、12 月 4 日に私と穴井幸子委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。認定農業者の買い手の方がこれから耕作されていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。農業委員会の業務である担い手への集積活動に該当する案件であると思います。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 譲渡人の方は、まだ若い方ですが、今後も農業をされる意思はないのでしょうか。

事 務 局 譲渡人が所有している農地については、大部分を第三者の耕作者に農地を貸している状況です。現時点では、農業をされる意思はないかと思われます。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号番号 2、農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。登記簿地目及び現況地目は 2 筆共に畑、面積は、760 ㎡、624 ㎡合計 1,384 ㎡です。権利の種別は、3 条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の新規参入のためです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料 1 の 10 ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。11 ページに権利を取得する者の農地の利用状況が記載されております。新規参入ということで自作農地、借入地はありません。12 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14 ページが周辺地域との関係です。15 ページが地域との役割分担の状況、16 ページ航空写真の位置図、17 ページに現地立会時の写真、18 ページ確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の原山推進委員から報告をお願いします。

原山推進委員 この案件については、12 月 6 日に私と穴井英雄委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、当事者の親子で管理されている農地でした。親子間の所有権移転ということでこれまで通り管理されていくとのことでした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われまして以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号番号 3、農地の所在は、大字下城字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、1,816 m²です。権利の種別は 3 条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料 1 の 19 ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。20 ページに権利を取得する者の農地の利用状況が記載されております。自作農地の田が 13,069 m²、畑が 9,981 m²、合計 23,050 m²で、借入地は田が 43,360 m²、畑はなし、合計 43,360 m²です。21 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。22 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。23 ページが周辺地域との関係及び地域との役割分担の状況です。24 ページ航空写真の位置図、25 ページに現地立会時の写真、26 ページ確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、12月6日に私と宮崎推進委員、中村推進委員、事務局2名で現地を確認しました。

現地は、耕作されていない農地でしたが、これから認定農業者の買い手の方が耕作されていくとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第5 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の2ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年12月11日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。
議案第2号、農地の所在は、大字上田字〇〇です。土地の地目は登記簿、原野、現況、畑、面積は、87,349㎡のうち2,884.5㎡です。申請人は記載の通りです。転用目的は、農業用施設で、転用理由は農業用施設を申請地に移設するためとなっています。

詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料 1 の 27 ページが農地法第 4 条の規定による許可申請書の写しです。転用計画の各項目に転用面積が記載されており、合計の 2,884.5 m²が転用する面積になります。28 ページに防除施設の概要が記載されており、施工にあたっては土砂等の流出が無いように注意するとともに、転用後は施設内から雨水や汚水等の排水対策にも十分留意しますと記載があります。29 ページから 30 ページが事業計画書です。土地の選定理由として、令和 3 年 2 月に許可をいただいた馬用のパドックを完成させましたが、昨今の豪雨により雨水が山から流れ、パドック内の土地の表面が削られ、そのたびに修復を繰り返しているような状況です。これ以上対策方法がなく、パドックの場所を移設する判断をいたしました。移設先の選定理由としては、これまでのパドック設備と同じ機能が果たせる場所であり、大型トラックの搬入出が出来るように道路沿いを選定いたしました。それに加えて雨の影響を受けにくい場所としてこの度申請する土地への移設を決めましたと記載があります。下段に事業の目的及び必要性、計画概要が記載されています。給排水計画については、パドック内で発生する汚水は、放牧地側に向けて緩やかな勾配をつけ谷川及び隣接地の国有林野内へ流出しないようにいたします。また、パドック内の糞についても適宜集めて堆積しないようにいたします。雨水については、放牧地内へ分散させて、その他、作業道などで受ける雨水は既存の側溝へ流すようにいたしますと記載があります。30 ページに被害防除計画及び資金計画です。31 ページが航空写真の位置図、32 ページに配置図、33 ページにパドックのイメージ図、34 ページに排水計画図、35 ページから 36 ページが断面図、37 ページが現地立会時の写真、最後の 38 ページが確認書となっております。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、12 月 6 日に私と松本推進委員、河津推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。

現地は、採草放牧地として利用されている農地でした。今回の申請者が約 3 年前に申請地の町道を挟んで向かい側に馬を育成・肥育するための農業用施設を設置されています。しかし、

雨水等の水の流れの影響でほぼ同規模の農業用施設を移設することになったようです。申請地を含め周辺一帯が申請者の所有地になっていますので、他の営農者には影響はないと思います。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 9月に視察で行った時は、馬は出荷して現地にはいない状況でしたが、現在は何頭いるのでしょうか。

事 務 局 申請者から馬の出荷状況の報告書をいただいておりますので報告させていただきます。これまでの出荷状況としてナメリの放牧場は、52頭を出荷しており、今回申請地の上田放牧場からは、49頭が出荷予定となっています。今後の計画としては、2024年の春にナメリ放牧場、上田放牧場に各50頭前後入れる予定としており、それ以降は60～75頭程度、順次入れていく計画となっています。現時点では、今回の申請地周辺の放牧地には馬はいませんが、来年の春から馬が入ることになります。

4 番 馬のし尿処理は、自然浸透になるのでしょうか。

事 務 局 パドック内で出た糞尿については、集めて適正に処理することになっております。それでも集めきれないものは、自然浸透や雨水により流れてしまうので、事務局から申請人には雨水等も適正な処理をするようお願いをしております。排水計画図によりますと雨水は、自己所有地の採草放牧地又は谷川に流れるような形になります。

4 番 谷川に流れて下流域に影響はないのでしょうか。

事 務 局 排水については、念入りに話しました下流域の土地も申請者の所有地となっており、第三者の圃場までは、かなりの距離があるようです。事業計画書のとおり施設内からの雨水や污水等の排水対策は、十分留意すると伺っております。

5 番 堆肥舎施設は、設置してないのでしょうか。

事務局 既存の堆肥場が設置してありますので、そちらを継続して利用するとのことです。基本的に放牧が出来る時期は、パドック内に常時馬はいない状態です。しかし、冬場や出荷前の肥育期間は、パドック内で一定期間囲い込むことになります。その囲い込み時期に糞尿が出ることになるので、適正処理することになります。

5 番 し尿処理関係は、十分注意してやっていただきたいと思います。

事務局 今回の審議の中でし尿処理関係について十分に注意するようにとご意見があったことは、申請者に伝えさせていただきます。

議長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第 6 議案第 3 号番号 1 から番号 8「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 4 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)ではありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 5 年 12 月 11 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第 3 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、247 m²で

す。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

続いて番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の 2 筆です。2 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、609 m²、1,554 m²、合計 2,163 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 3 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。3 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,338 m²、942 m²、426 m²、合計 2,706 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 2 年の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇、字〇〇の 3 筆です。3 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,633 m²、1,580 m²、2,532 m²、合計 5,745 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、飼料作物です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 5 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、2,970 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 1 年 4 ヶ月の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 6 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,241 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 10 年の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 7 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。2 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,457 m²、806 m²、合計 2,263 m²です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 8 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇、〇〇の 19 筆です。登記簿地目は 9 筆が田、10 筆が畑、現況地目も 9 筆が田、10 筆が畑です。面積は、上から 795 m²、119 m²、2,581 m²、1,831 m²、1,078 m²、933 m²、271 m²、2,707 m²、1,337 m²、842 m²、815 m²、1,266 m²、543 m²、228 m²、741 m²、1,638 m²、683 m²、122 m²、1,922 m²、合計面積 20,452 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、野菜です。期間は 10 年の使用貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 3 と番号 5 についてですが、2 年と 1 年 4 カ月になっていますが、記載の期間に設定した理由があるのでしょうか。

事 務 局 番号 3 については、所有者の意向で今回の期間設定になりました。次に番号 5 については、今回の申請地以外にも同一の所有者、耕作者で農地の貸し借りがされています。今回申請分と既存の貸し借りの満了日を合わせる意向がありましたので、今回の期間設定となりました。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 8 までの原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 8 までの原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

令和5年第12回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

5 番

6 番